様式第3号(第8条、第12条関係)

出雲市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書

第　　　　　　　号

 　 　　　　　　　 　　　　年　　　月　　　日

 　　　　　　　　　様

　　　 出雲市長　　 　　　　　　 　　印

　　　年　　月　　日付けで　申請　・　届出　のありました　母子家庭等高等職業訓練促進給付金　・　修了支援給付金　について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

　　高等職業訓練促進給付金

|  |  |
| --- | --- |
| 支給決定額 | 月額　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 養成機関名 |  |
| 支給期間 | 　　　　　年　　　月分　から　　　　　年　　　月分　まで |

　　※課税状況や世帯構成の変更により、給付金額が変更となる場合があります。

　　修了支援給付金

|  |  |
| --- | --- |
| 支給決定額 | 　　　　　　　　　　　　　円 |
| 養成機関名 |  |

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。